

2. 概要

(平成19年12月末日現在)

医療圏名		面積(km ²)	人口	人口割合 (%)	人口密度	病院数	がん診療連携拠点病院		
第三次	第二次						既指定病院数	今回推薦病院数	計
道南	南渡島	2,669.53	419,203	7.50	157.03	40	1	2<1>	2
	南檜山	1,423.10	29,155	0.50	20.49	5	0	0	0
	北渡島檜山	2,473.57	43,342	0.80	17.52	7	0	0	0
道央	札幌	3,539.86	2,313,561	41.40	653.57	245	2	8(1)<1>	8
	後志	4,305.82	244,615	4.40	56.81	27	0	0	0
	南空知	2,563.15	190,090	3.40	74.16	20	0	0	0
	中空知	2,160.97	125,858	2.20	58.24	17	1	1<1>	1
	北空知	1,067.07	37,851	0.70	35.47	7	0	0	0
	西胆振	1,356.16	206,895	3.70	152.56	23	1	2<1>	2
	東胆振	2,341.84	219,023	3.90	93.53	19	1	1<1>	1
道北	日高	4,811.96	79,202	1.40	16.46	10	0	0	0
	上川中部	4,238.12	415,205	7.40	97.97	45	1	3<1>	3
	上川北部	4,197.40	74,646	1.30	17.78	8	0	0	0
	富良野	2,183.68	47,160	0.80	21.60	5	0	0	0
	留萌	4,019.91	59,734	1.10	14.86	9	0	0	0
オホーツク	宗谷	4,050.76	73,292	1.30	18.09	10	0	0	0
	北網	5,542.28	237,867	4.20	42.92	26	1	1<1>	1
十勝	遠紋	5,148.27	80,368	1.40	15.61	14	0	0	0
	十勝	10,831.24	356,649	6.40	32.93	36	1	1<1>	1
釧路・根室	釧路	5,997.38	261,242	4.70	43.56	23	1	2<1>	2
	根室	3,540.19	83,818	1.50	23.68	8	0	0	0
計		78,462.26	5,598,776	100.00	71.36	604	10	21(1)<9>	21

注1) 「人口割合」欄は、県全体の人口に対する圏域ごとの割合を記入すること。

注2) 「人口密度」欄は、各医療圏ごとに、人口/面積(km²) (小数点以下第2位四捨五入)により算出した数値を記入すること。

注3) 「病院数」欄は、拠点病院以外の病院(診療所は除く。)も含めた数を記入すること。

注4) 「今回推薦病院数」欄は地域がん診療連携拠点病院を都道府県がん診療連携拠点病院へ指定変更する場合には()書きで、指定更新の場合には< >書きで、内数を示すこと。

推 薦 意 見 書

1 現 状

- 本道においては、がんは、昭和52年（1977年）より死因の第一位であり、「人口動態統計」によれば平成18年の1年間で1万6千人以上の道民が亡くなっており、人口10万対の75歳未満粗死亡率でも、155.5人と全国平均の139.8人よりも高くなっている。また、75歳未満年齢調整死亡率をみても、95.4人と全国平均の90.0人を上回っており、特に男女の肺がんや大腸がん、女性の子宮がんの標準化死亡比が高い状況である。
- 本道が抱える特殊事情として、面積が約8万平方キロメートルと非常に広大であり、東北6県と四国4県を併せた面積にほぼ匹敵している一方、人口については、約563万人と人口密度(人口/Km²)が約71人となっており、全国平均を大きく下回っている現状がある。
- こうした事情を背景に本道においては、がん診療連携拠点病院を整備する基本的な単位となる二次医療圏を21カ所、さらには、全国では唯一であり、他の都府県では都府県そのものの単位である三次医療圏として、6カ所をそれぞれ設定し、各種保健医療福祉対策を進めている。
- また、本道においては特定の都市への医療資源の偏在による医療格差が大きな課題となっており、特に医師については、札幌圏に全道の約半分が集中していることから、がん医療を担う専門医師についても、同様の傾向にあることが推測される。

第二次医療圏ごとの医師数

医療圏	医師数	人 口 10万対	医療圏	医師数	人 口 10万対	医療圏	医師数	人 口 10万対	全 国	
南渡島	901	216.2	北空知	79	196.0	留 萌	84	140.0	医師数 277,927人 人口10万対 217.5人	
南檜山	40	137.0	西胆振	460	223.3	宗 谷	74	100.1		
北鯉釧	57	130.7	東胆振	335	154.0	北 網	364	151.7		
札 幌	6,216	269.1	日 高	92	115.6	遠 紋	111	138.9		
後 志	476	193.7	上川中部	1,252	306.3	十 勝	563	160.0		
南空知	312	162.2	上川北部	116	155.5	釧 路	396	153.3		
中空知	247	194.9	富良野	58	122.9	根 室	74	89.3		
計							12,307	219.7		

※ 平成18年 医師・歯科医師・薬剤師調査による

- このような状況から、本道は限りある医療資源を有効に活用しながら、がん診療連携拠点病院の整備を進める必要がある。

2 がん診療連携拠点病院の整備の考え方

- 本年3月に策定した「北海道がん対策推進計画」(以下「計画」という。)において、本道におけるがん医療水準の均てん化を図るため、都道府県がん診療連携拠点病院1カ所と地域がん診療連携拠点病院20カ所を整備することとしている。
- 現在、都道府県がん診療連携拠点病院は未整備であり、また、地域がん診療連携拠点病院については道内21の2次医療圏のうち9つの圏域に10病院が指定されているが、12の圏域では指定要件を満たす医療機関がないことから未指定の状況となっており、これらの圏域をカバーするがん診療体制の整備が求められているところである。
- このため計画では、都道府県がん診療連携拠点病院の整備を進めるほか、地域がん診療連携拠点病院については、将来的には第二次医療圏ごとに整備することを目指す。当面の間、整備が困難な第二次医療圏については、他の圏域の地域がん診療連携拠点病院が、未指定圏域の中核的な医療機関等と連携を図りながら、未指定圏域における拠点病院の機能を担うこととし、計画期間中(平成24年度まで)は概ね第三次医療圏を基本として、整備を進めることとしている。

3 推薦病院の選定

- 本年3月、がん診療連携拠点病院の更なる機能強化に向けて、「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」が改正され、指定要件についても見直しが行われたが、道としては、現在指定されている地域がん診療連携拠点病院を含め、できるだけ早期に新たな指定要件を充足した病院を整備することにより、質の高いがん医療の提供体制を構築したいと考えている。
- 上記の考え方にたち、「北海道がん対策推進計画」に基づき、がん診療連携拠点病院の整備を図るため、「がん診療連携拠点病院等整備方針」(参考資料1)や「平成20年度がん診療連携拠点病院推薦要領」(参考資料2)を定め、今回の推薦病院の選定に向けて次のとおり手続きを進めた。

- ・ 事前調査

新たな指定要件において、必須要件の1つとされたリニアック等の体外照射による放射線治療機器を整備している病院や過去の調査においてがん診療連携拠点病院の指定を受ける意向を有する病院に対し、再度、指定を受ける意向の有無及び指定要件の充足状況を把握するための調査を実施した。

- ・ 推薦候補病院の選定

上記の調査結果を踏まえ、今年度に指定を受ける意向があり、かつ、指定要件を充足していると思われる病院の中から、都道府県がん診療連携拠点病院の役割を担うにふさわしい1病院を、また、地域がん診療連携拠点病院については、別途定める方法により算出した第二次医療圏ごとの整備数に基づく病院を、それぞれ推薦候補病院(案)として選定した。

- 外部からの意見聴取

選定した推薦候補病院（案）について、さらに専門的見地から意見を得るため、学識経験者、医師会等の医療関係団体、市町村などからなる北海道総合保健医療協議会地域保健専門委員会（委員長：北海道医師会副会長）に諮ったうえで、推薦候補として決定した。

- 推薦病院の決定

推薦候補病院に対し、推薦に必要な資料の提出を求めるとともに、提出された資料に基づき、指定要件の充足状況等について再度確認を行った上で、推薦病院を決定している。

4 今回推薦する病院

(1) 都道府県がん診療連携拠点病院の推薦

事前調査の結果、都道府県がん診療連携拠点病院として指定を受ける意向があり、かつ、同病院の指定要件を充足していると思われる病院は、既に地域がん診療連携拠点病院として指定を受けている札幌圏の北海道がんセンターのみであった。

同センターは、がん医療を専門とする病院として道内でも実績があり、がん診療情報ネットワークやがん登録について優れた機能を持っているほか、北海道がん診療連携拠点病院連絡協議会を開催するなど、本道のがん医療における先駆的・指導的役割を果たしており、推薦資料においても都道府県がん診療連携拠点病院の指定要件を充足していると認められることから、推薦するものである。

(2) 地域がん診療連携拠点病院の推薦

事前調査の結果、地域がん診療連携拠点病院として指定を受ける意向があり、かつ、同病院の指定要件を充足していると思われる病院が19カ所あった。

これらを対象に、第二次医療圏ごとの整備数の算定方法に基づき箇所付けを行い、さらに提出された推薦資料においても地域がん診療連携拠点病院の指定要件を充足していると思われることから次の19病院を推薦するものである。

三次医療圏	二次医療圏	病 院 名	三次医療圏	二次医療圏	病 院 名
道 南	南渡島	市立函館病院	道 央	西胆振	日鋼記念病院
		函館五稜郭病院		東胆振	王子総合病院
道 央	札幌	市立札幌病院	道 北	上川中部	旭川厚生病院
		札幌医科大学附属病院			旭川医科大学病院
		札幌厚生病院			市立旭川病院
		北海道大学病院	オホーツク	北 網	北見赤十字病院
		恵佑会札幌病院	十 勝	十 勝	帯広厚生病院
		KKR札幌医療センター	釧路・根室	釧 路	市立釧路総合病院
	手稲溪仁会病院			釧路労災病院	
	中空知	砂川市立病院			

※ 太字ゴシック体は今回新たに推薦する拠点病院

5 推薦病院に求められる役割

- 本道の医療圏の特徴としては、人口だけでなく、医療機関、医療設備、医師等の医療資源の全てが札幌をはじめ旭川、函館、釧路などの各市を含む都市部に集中しており、また、がん入院患者の受療動向も道内全域からこれら都市部の医療圏への依存率が総じて高いことと言える。(参考資料4)

- こうした本道の現状を踏まえ、計画期間内においては、がん入院患者の受療動向を踏まえ、札幌圏を中心に複数のがん診療連携拠点病院を整備することにより、手術、放射線治療及び化学療法を効果的に組み合わせた集学的治療や治療の初期段階からの緩和ケアの実施など、質の高いがん医療サービスを提供する体制を充実させるとともに、各拠点病院に対しては、本道におけるがん医療水準の均てん化を図るため、「がん診療連携拠点病院等整備方針」に掲げる役割を求めることとしている。

- 特に、新たな指定要件に盛り込まれた「がん医療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修の実施」については、研修の対象となる医師の約半分が札幌市に集中していることから、計画期間内において、複数のがん診療連携拠点病院による積極的な取組みを求めていくものである。
なお、1つの第二次医療圏に複数のがん診療連携拠点病院が整備されることに伴い、他の医療圏を含む地域の医療機関に対する診療支援や研修などの進め方については、今後設置される予定の「北海道がん診療連携協議会」において、各病院間や地域間における調整を図ることとしている。

- また、地域がん診療連携拠点病院に指定された大学病院については、道独自の取組みとして、「北海道高度がん診療中核病院」に指定し、高度先進医療の提供、高度がん医療に関する研修のほか、がん医療の担い手となる高度な知識・技術を持つ専門医師及びコメディカルの育成や、他の拠点病院等への医師派遣に取り組むことを求めていく。

- 今回推薦する病院がそれぞれの役割を十分に果たすことにより、がん診療連携拠点病院が整備されていない医療圏を含む各地域において、がん診療に携わる医療機関に対する診療支援や人材育成等が促進されることにより、将来的には、住民により身近な各第二次医療圏において、地域がん診療連携拠点病院が整備され、本道全体のがん医療体制がより一層充実することを期待するものである。

がん診療連携拠点病院等整備方針

道は、北海道がん対策推進計画（計画期間は平成20年4月から平成25年3月まで、以下「計画」という。）に基づき、がん診療連携拠点病院等の整備を次のとおり行うものとする。

1 基本的考え方

- (1) 都道府県がん診療連携拠点病院（以下「都道府県拠点病院」という。）及び地域がん診療連携拠点病院（以下「地域拠点病院」という。）を整備するため、厚生労働省が定めた「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」（平成20年4月1日施行、以下「整備指針」という。）を踏まえて、厚生労働大臣の指定を受ける病院の候補を選定し、推薦する。
- (2) 上記の指定を受けた大学病院（特定機能病院）について、開設者の申請に基づき、北海道高度がん診療中核病院（以下「高度中核病院」という。）として認定する。
- (3) 地域拠点病院については、第二次医療圏ごとの整備を目指す。整備指針に規定された指定要件を満たす病院が、特定の第二次医療圏に偏在している現状を踏まえ、未整備の第二次医療圏をカバーする体制を構築するため、計画期間内においては概ね第三次医療圏を基本に整備を進める。

2 病院の役割

各病院は、本道におけるがん医療水準の均てん化を図るため、次の役割を担うものとする。

(1) 都道府県拠点病院

- ① 地域拠点病院等の医師・薬剤師・看護師等に対する専門的な研修を実施する。
- ② 地域拠点病院等に対し、情報提供、症例相談や診療支援医師の派遣などの診療支援を行う。
- ③ 北海道がん診療連携協議会を設置し、がん医療に関する情報交換、がん登録データの集積と分析・評価、地域拠点病院が行う各種研修に係る計画の作成、地域拠点病院等への診療支援医師の派遣調整及び地域連携クリティカルパスの整備などを行う。
- ④ (2) に規定する地域拠点病院としての役割も担う。

(2) 地域拠点病院

- ① 地域連携クリティカルパスの導入及び活用に向けて、先導的・主導的な役割を果たす。
- ② 各医療機関の連携の下で適切な診断や治療が行われるよう、病理診断や画像診断の遠隔支援等による医療機関相互の連携を促進する。
- ③ がん医療に携わる医師等を対象とした早期診断及び緩和ケア等に関する研修を実施する。

- ④ 患者やその家族が、担当医以外のがんの専門性を有する第三者の医師による助言（セカンドオピニオン）を受けられる体制を整備する。
 - ⑤ 患者やその家族に対し、地域におけるがん診療の連携体制や各医療機関の専門分野等について情報提供を行う。
- (3) 高度中核病院（大学病院）
- ① 高度先進医療の提供や高度の医療技術の開発及び評価を行う。
 - ② 他の拠点病院等に対する放射線療法や化学療法等の高度のがん医療に関する研修を実施する。
 - ③ がん医療の担い手となる高度な知識・技術を持つ専門医師及びコメディカルスタッフの育成や、他の拠点病院等への診療支援を行う医師の派遣に、医育大学と一体となって取り組む。
 - ④ (2) に規定する地域拠点病院としての役割も担う。

3 整備の進め方

- (1) 都道府県拠点病院及び地域拠点病院の指定候補の推薦は、別途定める「がん診療連携拠点病院推薦要領」に基づき、行うものとする。
- (2) 高度中核病院の認定は、別途定める「北海道高度がん診療中核病院認定要領」に基づき、行うものとする。

4 施行期日

この方針は、平成20年7月22日から施行する。

平成20年度がん診療連携拠点病院推薦要領

第1 目的

知事が、がん診療連携拠点病院等整備方針（以下「整備方針」という。）に基づき、都道府県がん診療連携拠点病院（以下「都道府県拠点病院」という。）及び地域がん診療連携拠点病院（以下「地域拠点病院」という。）の指定候補を厚生労働大臣に推薦するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

第2 推薦要件

推薦する病院は、厚生労働省が定めた指定要件を満たし、かつ、次に規定する項目のすべてに予め同意することを要件とする。

- (1) がん診療連携拠点病院機能強化事業を適正に実施すること。
- (2) 道が行うがん登録・評価事業に協力し、院内がん登録におけるデータを提供すること。
- (3) 整備方針の2の(1)または(2)に規定する役割を担うに当たり、必要な体制を確保すること。
- (4) 地域拠点病院にあつては、都道府県拠点病院が設置する北海道がん診療連携協議会の協議結果等に基づき、当該地域拠点病院の所在する第二次医療圏以外でがん診療を担っている医療機関も対象として、診療支援や研修会等を行うこと。

第3 事前調査

知事は、指定要件等に基づく一定の基準を満たす病院を対象に、指定を受ける意向の有無や推薦要件の充足状況等に関する調査を実施するものとする。

第4 推薦候補病院の選定

知事は、第3の規定に基づく事前調査の結果により、第2の規定に基づく推薦要件を満たす病院（以下「要件充足病院」という。）について、推薦候補病院として次のとおり選定するものとする。

- (1) 都道府県拠点病院
整備方針の2の(1)に規定する役割を担う病院を1カ所選定する。
- (2) 地域拠点病院
別途定める方法により算出した第二次医療圏ごとの整備数に基づき、事前調査等により把握したがん入院患者の受入れ状況並びに我が国に多いがん（肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん及び乳がん）及び各病院が専門とするがんに係る集学的治療などの診療実績を踏まえて、整備方針の2の(2)に規定する役割を担う病院を選定する。

第5 北海道総合保健医療協議会からの意見聴取

知事は、第4の規定に基づき選定した推薦候補病院について、北海道総合保健医療協議会（以下「総医協」という。）から意見を聴取するものとする。

第6 推薦病院の内定

知事は、第5の規定に基づき総医協から聴取した意見を勘案の上、推薦を内定し、当該病院に対し、内示を行うとともに厚生労働大臣への推薦に必要な資料等の提出を求めるものとする。

第7 推薦病院の決定

知事は、第6の規定に基づき提出された資料等により、推薦要件の充足状況等について確認の上、推薦病院を決定し、別途厚生労働省が定める推薦書により、厚生労働大臣に推薦するものとする。

附 則

この要領は、平成20年7月22日から施行する。

各医療圏における地域がん診療連携拠点病院の整備数の算定方法

1 第一段階(第二次医療圏(以下「圏域」という。)単位の整備数)

都道府県がん診療連携拠点病院が整備される予定の圏域は0とする。

指定要件を充足している病院が存在する圏域は1、存在しない圏域(以下「未整備圏」という。)は0とする。

2 第二段階(第三次医療圏単位の整備数)

第一段階において未整備圏がある場合、その未整備圏が存在する第三次医療圏内において、当該未整備圏からがん入院患者が最も流入している圏域に、当該未整備圏1カ所につき1を加算する。

ただし、この加算数は、加算する圏域の要件充足病院の数から1を引いた数を上限とする。

3 第三段階(全道域の整備数)

1つの第三次医療圏において、第二段階までに算定した整備数(以下「合計整備数」という。)の総和が、当該第三次医療圏内の圏域の数に満たない場合、その不足数を当該第三次医療圏からがん入院患者が最も流入している圏域の合計整備数に加算する。

ただし、この加算数は、加算する圏域の要件充足病院の数から当該圏域の合計整備数を引いた数を上限とする。

医療圏		第二次医療圏域数(A)	要件充足病院数	第1段階	第2段階		第3段階		医療圏ごとの合計整備数		第二次医療圏との差(E)-(A)
第三次	第二次			整備数(B)	流出圏域	整備数(C)	流出圏域	整備数(D)	第二次	第三次	
道南	南渡島	3	2	1		1	札幌	2	2	-1	
	南檜山		0	0	南渡島			0			
	北渡島檜山		0	0	南渡島			0			
道央	札幌	7	7	0		札幌	3	10	3		
	後志		0	0	札幌					0	
	南空知		0	0	札幌					0	
	中空知		1	1						1	
	北空知		0	0	札幌					0	
	西胆振		1	1						1	
	東胆振		1	1						1	
	日高		0	0	札幌					0	
道北	上川中部	5	3	1		札幌	3	3	-2		
	上川北部		0	0	上川中部					0	
	富良野		0	0	上川中部					0	
	留萌		0	0	上川中部					0	
	宗谷		0	0	上川中部					0	
オホーツク	北網	2	1	1		札幌	1	1	-1		
	遠紋		0	0	上川中部					0	
十勝	十勝	1	1	1			1	1	0		
釧路・根室	釧路	2	2	1			2	2	0		
	根室		0	0	釧路					0	
計		20	19	8		8		3	19	-1	

※ 第二次医療圏のうち「札幌」は、都道府県がん診療連携拠点病院を1カ所整備する予定であり、地域がん診療連携拠点病院の整備対象となる第二次医療圏数(A)及び第1段階の整備数(B)にはカウントしない。